

年齢65歳以上の 障害者控除の認定について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障害者（または特別障害者）に該当する場合、『障害者控除』として、一定金額を所得から控除することができます。年齢65歳以上の高齢者で障害をお持ちの方については、身体障害者手帳の交付を受けなくても、これらの障害に準ずる者として、市町村長の認定を受ければ、同様の障害者控除の対象になります。

市では、この制度に伴う認定書の交付手続きを定めていますので、次の内容を確認していただき、該当すると思われる方は、申請手続きをされますようお知らせします。

なお、身体障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により控除が受けられますので、今回の申請手続きは必要ありません。

※平成19年分の確定申告で障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象の基準日が「平成19年12月31日」になりますので、年内に認定申請をしてください。

1 申請手続きの仕方

申請窓口は、伊奈庁舎社会福祉課になります。

認定結果は、障害の程度について介護認定記録などを確認し、後日郵送でお知らせします。

◆問い合わせ先

○税控除に関すること → 伊奈庁舎税務課
☎ 58-2111（内線1132～1134）

○認定に関すること → 伊奈庁舎社会福祉課
☎ 58-2111（内線1153、1154）

2 認定の基準

①障害老人の日常生活自立度

認定区分	ランク	障害老人の日常生活自立度
非該当	J	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。
障害者に準ずる	A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。
特別障害者に準ずる	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。
	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。

②認知症老人の日常生活自立度

認定区分	ランク	障害老人の日常生活自立度
非該当	I	認知症であるが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
障害者に準ずる	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる。
特別障害者に準ずる	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがひんぱんに見られ、常に介護を必要とする。
	V	著しい精神状態や問題行動または重とくな身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

3 税控除の参考

対象者		所得控除額	
		所得税	住民税
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A以上 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円

※配偶者または扶養義務者が同居の特別障害者である場合には、配偶者控除額または扶養控除額に、所得税については35万円、住民税については23万円が加算されます。

※所得税法、住民税法は改正される場合がありますので、控除額が変更になることもあります。